

これらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる証拠及び証言を録取した書面並びに利害関係者により秘密の情報として提供された証拠及び秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。）又は同条第四項、第五項若しくは第七項後段（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面（以下この条及び次条において「証拠等」という。）、第五条第一項又は第二項の規定により表明された意見（以下この条及び次条において単に「意見」という。）及び前条第一項前段若しくは第三項前段の規定により提出された情報（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる情報及び産業上の使用者等又は主要な消費者の団体により秘密として取り扱うことを求められた情報を除く。）又は同条第四項において準用する第四条第四項、第五項若しくは第七項後段の規定により提出された書面（以下この条及び次条において「情報等」という。）を利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対し閲覧させなければならない。ただし、主要な消費者の団体が証拠等、意見又は情報等を閲覧することができるには、当該調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

前項の規定により証拠等、意見又は情報等の閲覧をしようとする者は、閲覧をしようとする証拠等、意見又は情報等の標目及び利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に該当する事情を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

二 法第九条第一項又は第八項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三 法第九条第一項又は第八項の規定により指定された期間（同条第一項の規定による措置を撤回し、又は緩和するときは、当該撤回又は緩和の期日を含む。）

四 法第九条第一項ただし書又は第八項ただし書に規定する輸入少量途上国産品をこれらの規定により指定から除外した場合には、当該輸入少量途上国産品の原産地

五 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第九条第一項の規定による措置を撤回し、又は緩和するときを除く。）

六 法第九条第一項の規定による措置を緩和したときは、その内容

一 その他参考となるべき事項

二 財務大臣は、調査の結果、法第九条第一項の規定による措置をとらないこと又は同項の規定による措置を同条第十項の規定により延長しないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

三 当該調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二 一 当該調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

二 二 その他参考となるべき事項

三 三 （調査に関する協議等）

第十一條 法第九条第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣（以下この条において「産業所管大臣」という。）は、当該産業に利害関係を有する者の求めがあることその他の事情を勘案して必要があると認めるときは、同項に規定する特定の種類の貨物に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百一条第一項第一号に掲げる事項の統計の数値（その数値に合理的と認められる調整を加えて得た数値を含む。）並びに当該貨物の国内における販売状況及び生産状況を示す数値その他調査を開始するに足りる十分な証拠の有無を判定するために必要な資料を提供した上で、財務大臣及び経済産業大臣に対し調査の開始に係る協議を行う必要がある旨を通知するものとする。

第十二条 財務大臣は、法第九条第一項、第三項、第四項若しくは第八項の規定による措置をとる（関税・外國為替等審議会への諮問等）

第九条 財務大臣は、第四条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項の規定により提出された証拠若しくはされた証言、第五条第一項若しくは第二項若しくは前条第三項の規定により表明された意見又は第六条第一項前段若しくは第三項前段若しくは前条第四項の規定により提供

第九条の二 財務大臣は、法第九条第六項の調査が開始された場合において、同条第八項に規定す

附則

(緊急關稅を課すこと等の告示)

附 則
この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二百十八号）の施行の日から施行する。
附 則（平成二年六月七日政令第三〇七号）抄
(施行期日)

第十条 財務大臣は、法第九条第一項若しくは第八項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第十項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成一三年三月一八日政令第七〇号)
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年三月三一日政令第一一四号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二年三月三一日政令第一一〇号) 抄
第一条 (施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
